

令和8年4月1日～

自転車の交通違反で反則金！ 知っておこう自転車の正しい運転

16歳以上で自転車に乗る人が「交通反則通告制度（青切符）」の対象になります。改めて、自転車を運転するにあたり、守らなければならない交通ルールを確認しましょう。

詳細 まちづくり推進課 058-383-1884、各務原警察署 058-383-0110

自転車の基本的な交通ルール

自転車は、法律では軽車両に位置づけられ、「車のなかま」です。道路を通行するときは、「車」として交通ルール（下記、「自転車安全利用五則」など）を守り、安全運転を徹底しましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車の主な交通違反と違反に応じた反則金

自転車に乗る人に交通反則通告制度が導入されることによって、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、青切符による取り締まりの対象になります。

青切符が交付されると、違反に応じた反則金を納める必要があります。自転車の主な交通違反を紹介します。

携帯電話使用等（保持）
反則金：1万2000円



車道の右側通行等
反則金：6000円



遮断踏切立入り
反則金：7000円



信号無視
反則金：6000円



二人乗り等
反則金：3000円



一時不停止
反則金：5000円

